

香川県条例第35号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年香川県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第6条 略</p>			<p>附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第6条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった傷病、障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率）を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった傷病、障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額）を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。この場合において、第16条中「第45条」とあるのは、「第39条の2、第45条」とする。</p>		
傷病補償年金	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この条において「一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金及び一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金を含む。以下こ</p>	略	傷病補償年金	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金</p>	0.86

	の条において同じ。)	
	国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。)	略
略		
略		
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金及び一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金を含む。以下この条において同じ。)	略
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この条において同じ。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	略
略		

2～4 略

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の附則第6条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害基礎年金を」とあるのは「障害基礎年金並びに一元化法附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法及び厚生年金保険制度

	国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金並びに国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）及び農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）（以下この条において「共済各法」という。）の規定による障害共済年金と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。)	0.88
略		
略		
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金及び共済各法の規定による遺族共済年金と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。以下この条において同じ。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
略		

2～4 略

及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この条において「旧共済各法」という。）の規定による障害共済年金と同一の事由により支給される障害基礎年金を」と、同表遺族補償年金の項中「遺族基礎年金を」とあるのは「遺族基礎年金及び旧共済各法の規定による遺族共済年金と同一の事由により支給される遺族基礎年金を」とする。